○熊本県建築計画概要書閲覧規程

(昭和46年1月30日告示第92号)

改正 昭和48年4月27日告示第267号の2 平成4年7月10日告示第487号 平成5年3月19日告示第244号 平成12年3月17日告示第203号 平成18年5月19日公告第398号

熊本県建築計画概要書閲覧規程を次のように定める。

熊本県建築計画概要書閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1 項に規定する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査 報告概要書、建築基準法令による処分等の概要書及び全体計画概要書(以下「概 要書」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第2条 閲覧場所は、閲覧しようとする建築物の確認業務を所轄する各地域振興局 内に置く。

(閲覧日)

第3条 閲覧日は、熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第 1項各号に掲げる日を除く日とする。

(閲覧時間)

第4条 閲覧時間は、午前9時30分から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除 く。)とする。

(閲覧手数料)

第5条 閲覧手数料は、無料とする。

(閲覧の申請)

第6条 概要書を閲覧しようとする者は、所定の閲覧簿に住所、職業、氏名及び年令を記入し、係員に提出しなければならない。

(概要書の持出禁止)

第7条 概要書は、これを閲覧場所の外に持ち出してはならない。

(閲覧上の遵守事項)

- 第8条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 概要書の閲覧は、所定の閲覧場所において行なうこと。
 - (2) 概要書を汚損し、又はき損しないこと。
 - (3) 他人に迷惑を及ぼさないこと。
 - (4) その他係員の指示する事項
- 2 前項の規定に違反する者又はそのおそれのある者の閲覧は、これを停止し、又は禁止することがある。

附則

この規程は、告示の日から施行する。

附 則(昭和48年4月27日告示第267号の2)

この規程は、昭和48年4月27日から施行する。

附 則(平成4年7月10日告示第487号)

この規程は、告示の日から施行する。ただし、第4条だだし書を削る改正規定は、平成4年7月19日から施行する。

附 則(平成5年3月19日告示第244号)

この規程は、告示の日から施行する。

附 則(平成12年3月17日告示第203号) この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月19日公告第398号) この規程は、告示の日から施行する。